

(前頁より)

七月—九月 不況感が一般化

一段と景気下降が拡がり、不況感が一に拡がる。この期になると、さしむ旺盛な個人消費も自粛されてきます。大抵、都市の勤労者は一般に景気・不景気に鈍感で、会社や店が儲かっているか損しているか、赤旗を振っているのだから、また戦後、景気、不景気に拘らず賃金一トにも、観光業者にも、そろそろ増加しているのだから、個人の不況感が出て参ります。

十月—十二月

中間景気出る

国際收支改善のきざし、中間景気が出る。一般の人の見逃しは、今年の上半年はまあまあとして、下期は大きなことになると見ている。十二ヶ月頃になると、景気回復のきざしが見えてくるのではないかと考えておられます。

なせかと申しますと、十一月頃には、国際收支の改善のきざしが見えてくると思われま。そして、国際收支改善のきざしが見えたら、日銀は早く金融引締めを緩和し始めるから、景気回復のきざしが見えてくると思われま。

では、なぜ国際收支改善のきざしが見えるか、先ず、国内的理由から申しますと、四月六月頃からは資本材が売れ難くなり、七月九月頃からは消費材が売れ難くなり、企業経営者は追いつめられて好むと好まざるに拘らず輸出努力をし、また、どんなに借金と手形

景気を立ち直らせようとして、下期に入ると金利を下げ始めるのではないかと思われま。そして、秋頃から、西ヨーロッパの景気も立ち直り、西欧諸国への輸出も少し伸びると思われま。

以上のような理由で、十一月頃には、国際收支改善の兆しが見え始めると思われま。と言つても、総合国際收支が黒字になるわけではございません。赤字が減つてきて、黒字にそろそろ向うきざしが見えてくるということになります。日銀は早く金融引締めを緩和し始めると思われま。

なせかと申しますと、日本の経済界は、借金だらけですから、もう永くはデフレに耐えられないからです。恐らく、七月九月頃からは財界の主力者たちは、日銀当局に対し、金をゆるめてくれと懇願を上げ、泣きついて行くものと思われま。

一方、政府はどうかと申しますと、十一月頃には自民党の総と、十二月頃には自民党の総

ところが、景気をつけて下さい。この景気回復のきざしを本物だと思つて、いい気になると、ビシヤツとやられます。十一月は一時の回復であつて、明四十四年に勝るとも劣らない伸び率なす。

裁公選があります。佐藤さんが独走なら別ですが、対抗馬が出ます。大変な金が要ります。二百億円では到底ダメで、二百万円と三百万円はどうしても要ります。代議員の数が四百くらいありますので、十億円の金を用意しなければならぬです。これは公然と買収でき、選挙違反にはならないです。

そうなりますと、財界からウソと政治献金をとらなくてはならぬ。財界からタンマリ金を貰うために、金を結んでいては集まらないから、先ず結んでやらなくてはなりません。ギョ・アンド・ティクスです。

だから、十一月頃になると財界と政府とが共同戦線を張つて日銀総裁をゆるすでしょうからそのとき、国際收支改善のきざしがあれば、日銀も金融引締めを緩めようと思われま。

かくして、十一月は、景気回復のきざしが見えると思われま。そのすこい設備投資が行われました。前年同期に対する伸び率は三%増で、池田さんの所得倍増の個人消費がさう落ちるわけはございません。というところは、消費材関連産業の生産、販売数が極端に落ちることはないということになります。

一方、設備投資も、さう極端に落ちると思つておられません。なせなら、総雇用量が減らないのですから、矢張り基調としては労働力不足傾向のため、労働力節約の

結 び

そこで、私は、結論として次の五つを申し上げたい。
第一に、昭和四十三年、四十四年の二年間は、波はあるが、基調は下り坂ですから、経営の基本方針は慎重方針を旨とすること。
第二に、慎重のなかにも、大胆さを失わずに、萎縮するのはよしませう。
第三に、企業経営者は常に設備投資には積極的でなければ、需要に打ち勝つて行かないのだが、今年の秋までは、長期低利資金が借りられない限りは、設備投資を見送るべきです。非常に金がつまみまると、途中で必ず資金繰りに困ります。

第四に、中小企業者が、こうした時期に生き抜いて行く道は、特色のある、個性のあるものを作ることです。人にはできないスベシヤリティーを出すべきです。しかも、できることなら、高級品を狙わなくてはなりません。

第五に、四月六月の間に、商品と株は突つ込む危険性があります。株には絶対手を出してはいけません。四月六日頃の様子を見ながらして下さい。


以上、五項目のことをつけ加えて、私の話を終ります。

▽△
▽△
▽△
▽△

内 外 国 特許と商標の出願 懇切取扱

成島特許

港区新橋1丁目18番地—19号
キムラヤ大塚ビル6階
電話 (502) 0638, 0639



大 協
機 軽
械 油
油

灯
油
約

石 油
ガソリン
店

株式会社 川 上 商 会

大 田 区 多 摩 川 1 - 21 - 15
電 話 (732) 3 2 7 8 (代表)

五月二十四日

第十九回通常総会 記念講演会懇親会

本組合も組合員皆さまの格段のご支援、協力によりまして、昭和四十二年度も順調に経過し、左記により、第十九回通常総会、記念講演会、組合員懇親会を開催する運びとなりました。

また、この総会では、定款の定むるところにより、任期満了に伴う役員の変更も行いますので、なにかとご多忙のことと思いますが万障お繰り合わせの上、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

四時～五時三〇分
場所 蒲田工業会館
講師 ドクトル・チエ子女士
組合員懇親会

会費 一、〇〇〇円(当日ご持参下さい)
尚、準備の都合もありますのでご出席の方は、前以てご連絡下さるようお願い申し上げます。
また、来賓の方々も多数お招きしておりますので、組合員の方々の多数のご出席をお待ちしております。

代行業務を ご利用下さい

第十九回通常総会
日時 五月二十四日(金)午後二時～四時
場所 蒲田工業会館

1、昭和四十二年事業報告承認の件
2、昭和四十二年収支決算報告承認の件
3、昭和四十二年剰余金処分案承認の件
4、昭和四十三年事業計画案承認の件
5、賦課金規定改正案承認の件
6、昭和四十三年度収支予算案承認の件
7、昭和四十三年度出資一口に対する加入金額決定の件
8、昭和四十三年度借入金最高限度額決定の件
9、昭和四十三年度一組合員に対する貸付最高限度額未定の件
10、役員改選の件
記念講演会
日時 五月二十四日(金)午後

人手不足の折柄、人的資源の節約のためにも、また、組合員事業場における事務の合理化の一助のためにも、本組合では、失業保険事務組合、労災保険事務組合、健康保険事務、厚生年金事務等の手続代行を行っております。

言わば、労働関係届出事務センターとお考えいただき、届出書類をはじめとして、保険料の払込みに至るまで、すべて当組合でござい、待たされることもありませんので、非常に時間の節約にもなり、現在、組合員でこの代行業務を利用されている方は、三十数社になっており、ご利用の皆さんからは大変喜ばれております。

ご存知のように、新規卒業者も中卒者は勿論のこと、高卒者も男子、女子に拘らず急遽して行き

三〇〇円以上は、当組合事務局へお問合わせ下さい。

口、従業員十五名未満 五〇〇円
ハ、従業員三十名未満 八〇〇円
ニ、従業員三十名以上 一人当たり三〇〇円
尚、加入手続、その他詳細につきましては、

蒲田工業協同組合事務所
大田区蒲田四ノ五〇ノ三
京浜蒲田駅
電話(七三三局)七八二二
(代)一三

生命共済制度に お入り下さい

めまぐるしく動いている世情を、加入人数の限度 一人三口まで反映して、私どもの日常生活において、不慮の事故が非常に多く、殊に交通戦争と言われている今日常に事故や災害の危険にさらされております。

とくに、企業にあつては、事業主が倒れた場合や従業員に万一のことがあつた場合は、あとに残された方々の生活は深刻なものがあつたります。これを幾分でも緩和するため、個々の企業において、制度を実施されていることと思つて、こうした場合、個々の企業努力で解決するよりも、全体に共通する問題として、組合の組織の力で解決する方が、より有利であるとの観点から、この一月一日より組合事業として生命共済制度を実施しております。

その詳細については、皆さまのお手許まで書類をお届けしました。尚、ご入用でしたらご連絡いただければお送り申上ります。

趣旨に賛同の上、従業員の厚生の一端として、未加入の組合員がご採用されますよう、お奨めいたします。

生命共済事業概要
生命共済金 一口 三〇万円
生命共済掛金 一口月額一八〇円



図書だより

左記の図書が新しく参りましたので、お知らせ申上ります。

組合事務所の書棚にございますので、どうぞ自由にご覧下さい。

貸出しも行っております。ご遠慮なくお申出下さい。

記
○東京都における中小企業の資金事情(東京都労働局編、昭和四十三年二月版)
○春季貸上げ要求要結状況(品川労政事務所編、第二報)
○中小企業資金指標(東京商工会議所編、六八年版、「モデル賃金」結果と分析、「モデル退職金」(組合特集号)
○資金事情ニュース(中小企業の事業所別資金事情、その他)

新加入組
合員紹介
左記の方々が新しく加入されましたので、ご紹介申上ります。

記
▽浜松電機工業株式会社(大田区南大郷二ノ二〇ノ五)代表者 関孝雄氏、プレス加工業、電話(七三三局)〇七三三、(七三六局)四三〇六
社名変更

代表者変更
秋山高次氏
有限会社ミナミ工業
代表者 伊藤徹男氏、事務所を左に移転されましたので、お知らせいたします。

事務所移転
▽日本エレクトロニクス株式会社(大田区南蒲田二ノ二七ノ一七)
代表者 伊藤徹男氏、事務所を左に移転されましたので、お知らせいたします。

新事務所
大田区蒲田四ノ四二ノ二
八線ビル四階(大田区産業会館前)
電話(七三三局)四一五二(代)一三

燃 料 油 潤 滑 油 卸 小 売

有 限 公 司 社 降 旗 商 店

東 京 都 大 田 区 西 六 郷 1 丁 目 5 0 一 1 1
電 話 蒲 田 (733) 0 3 6 8 代 表
(731) 5 7 3 3



相談室

当組合では、組合員皆さんの法律相談に必ず、弁護士の方山秀夫先生に、顧問になっていただいております。

民法、刑法、なんでもご相談下さい。組合へご一報下さればご連絡いたします。電話(七三二)七八二(代)

また、直接、先生にお電話されても結構です。

大田区東矢口三ノ二ノ七

電話(七三二)二八〇七(四三二)八五八〇

業務報告

四月商業手形割引取扱高

日本は酒のみの天国である。酔うに使われている。つばらつた上でのことなら、たい

ていことがゆるされる仕組みになつてはいるのだから、ありがたい

国といえる。勿論、なま酔い、本性をたが

わすのたぐいで、酒の酔いにこ

とよせて、女性をくどく輩もいる

ことばの泉



「まったく」、「全然」の意で、十分の転訛である。「ずぶの素

人」とか、「ずぶ濡れ」などのような話を信じている。

二〇、九二二、四四八四 四月十一日 中小企業政治問題懇談会(連青年部主催)

四月一日 東京昭昭和四十三年度全

①ベース・アップについて

②退職金について

③有給休暇について

④社員工場見学について

⑤五月経営サロン開催について

⑥五月月例研究開催について

⑦五月月例研究開催について

⑧五月月例研究開催について

⑨五月月例研究開催について

⑩五月月例研究開催について

⑪五月月例研究開催について

⑫五月月例研究開催について

⑬五月月例研究開催について

⑭五月月例研究開催について

⑮五月月例研究開催について

⑯五月月例研究開催について

⑰五月月例研究開催について

⑱五月月例研究開催について

⑲五月月例研究開催について

⑳五月月例研究開催について

「ずぶ六」と「とら」

言うようになったかといつと、酒ると、えも言われぬ味がするので

中国からの伝来で、室町時代の随筆「あいの抄」には、つぎのよ

日時六月一日(土) 一泊六

場所 熱海又は湯河原

テーマ 「青年部の在り方と

事業について

四月十八日 常任理事会

①中元融資について

五月二十日 臨時の締切期日で、

例年の如く中元融資の申込受付を

することに決定

昭昭和四十二年度事業報告並びに

収支決算報告について

昭昭和四十二年度の事業報告並び

に収支決算報告について審議の結

果、原案通り承認可決

③賦課金規定改正について

審議の結果、左の改正案を総会

に提出することと決定

改正案

第一条 この組合の組合員は組合

定款の定むるところにより、毎

年一回、賦課金を納付する

ことと決定

日本石油 糶谷給油所
食用油・ストーブ用白灯油
ガソリン・機械油・ワックス
塗料一式

有限会社 佐藤油店

西糶谷 4-28-16
TEL (742)-1447~8・5889

ゼロックス
XEROX
組合備付のゼロックスを
御利用下さい
タイプ印書は組合へ
蒲田工業協同組合
電話七三二一七八二一代

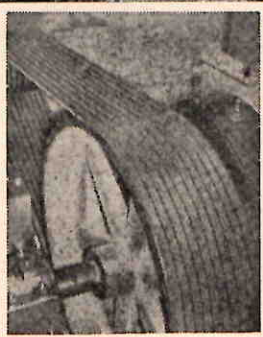
塗料; 塗装機材の
コンサルタント



どんな事でも気軽に相談下さい
株式会社 昭和塗料商会

本社 東京都大田区南蒲田1の21番12号(738)1151代
横浜支店 (23) 4461代~3 中野支店 (381)7173代
名古屋出張所 (361)3 6 7 5 前橋出張所 03 4 0 7

三星調帯の平Vベルト
東北ゴムのゴムホース
ゴム・石綿・皮・パッキング
ファイバー・フェルト・ビニール製品
三馬ゴム・履物・合羽・手袋



蒲田ゴム株式会社

大田区蒲田3-22-6 (京浜第一国道夫婦橋際)
電話 (732) 3771 (代) ~ 4

Ekido
新聞印刷
社内報

株式会社 栄輝堂印刷所

新大橋工場 東京都江東区深川新大橋2-5
都電・都バス 新大橋停留所隣
電話 東京 634-4761 代表
分室 東京都中央区新富町2-9
電話 東京 551-1501

(前頁より)
月賦課金を納入するものとす
る。

第三条 組合員の賦課金は月額左
記の通り定むる。
イ、従業員一〇名未満
一、〇〇〇円
ロ、従業員三〇名未満
一、二〇〇円
ハ、従業員五〇名未満
一、三〇〇円
ニ、従業員五〇名以上
一、五〇〇円

第三条 既納の賦課金は返戻
しない。
第四条 この規定は昭和四十三年
六月一日より実施する。
④昭和四十三年度事業計画並びに
収支予算案について
右賦課金改正案に基づき、次期理
事会迄に案を作成しておくこと
に決定。

⑤総会日時決定について
五月二十二日午後二時より蒲田
工業会館において開催することに
決定。
尚、記念講演として、ドクトル
チエゴ(第一案)又は松安孝玉介
(第二案)を予定。
⑥役員改選について
役員改選方法について審議の結
果、総会において選挙委員をあげ
改選することに決定。
四月十八日 理事会
①新加入申込組合員承認の件
浜松電機工業株式会社関孝雄氏
の加入を承認可決。

②中元資金融資の件
例年通り、申込の受付をするこ
とに決定。
③昭和四十三年度事業報告並びに
収支決算報告承認の件
報告通り承認可決。
④職課金改正案承認の件
職課金改正案について審議、全
員承認可決。
(改正案)
第一条 この組合の組合員は組合
の定款の定むるところにより、
毎月賦課金を納入するものと
す。

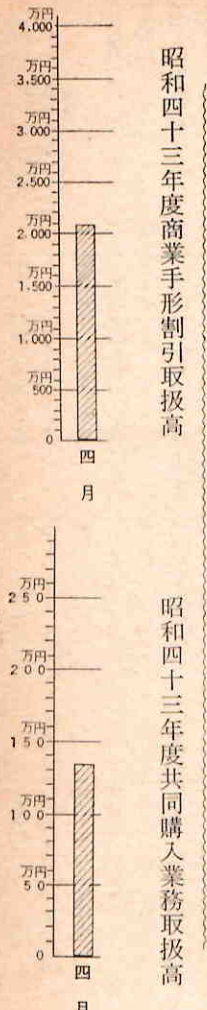
第二条 組合員の賦課金は月額左
の通り定むる。
イ、従業員一〇名未満
一、〇〇〇円
ロ、従業員三〇名未満
一、二〇〇円
ハ、従業員五〇名未満
一、三〇〇円
ニ、従業員五〇名以上
一、五〇〇円

第三条 既納の賦課金は返
戻しない。
第四条 この規定は昭和四十三年
六月一日より実施する。
⑤昭和四十三年度事業計画案並び
に収支予算案に関する件
右の賦課金規定案に基づき、立案
して次期理事会に諮る事に決定。
⑥役員改選に関する件
選出方法について協議の結果、
総会において選挙委員をあげて選
出することに決定。
四月三十日 監査

口、従業員三〇名未満
一、二〇〇円
ハ、従業員五〇名未満
一、三〇〇円
ニ、従業員五〇名以上
一、五〇〇円
第三条 既納の賦課金はこれを返
戻しない。
第四条 この規定は昭和四十三年
六月一日より実施する。
⑥昭和四十三年度事業計画案並び
に収支予算案に関する件
右の賦課金規定案に基づき、立案
して次期理事会に諮る事に決定。
⑦役員改選に関する件
選出方法について協議の結果、
総会において選挙委員をあげて選
出することに決定。
四月三十日 監査

⑦次期理事会日時決定の件
五月一日(水)午後三時より蒲田
工業会館において行ふ事に決定。
⑧総会開催に関する件
左の通り決定。
日時 五月二十日(水)午後
二時より
場所 蒲田工業会館
記念講演 ドクトルルチエゴ(第
一案)又は松安孝玉介(第二案)
⑨職員福利費支出の件
職員春季慰労旅行費用として四
万円を支出することに決定。
四月二十六日 理事長 川瀬春近氏
専務理事 戸上晴司氏、東京都火災
共済協同組合より、火災共済事業
推進者として表彰さる。
四月三十日 監査

昭和四十三年度商業手形割引取扱高
四月
昭和四十三年度共同購入業務取扱高
四月



渡米者家族懇親会(青年部会)

作業帽子・作業服
事務服・雨合羽
タオル
製造・販売
今村商事

中央区日本橋小伝馬町3の5
TEL (661) 5760

クレトイシ代理店

第一極薄切断砥石、煉瓦ブレード、
帝研オフセット、鋼材切断砥石、三
菱ダイヤモンド工具、X17ダイヤモ
ンドペースト、研磨布紙ベルト、研
磨機、切断機、バレル回転機、メデ
ィア・グリットショート、クレカッ
ト研削油、研磨微粉

中央砥研材株式会社

東京都文京区湯島3丁目12番1号
TEL (833) 9761代 (831) 9760

蒲田工業協同組合

TEL (732) 7821-3

取扱品目

- 1、超硬工具(バイト、工具)(三菱、東芝)
- 2、作業衣、帽子
- 3、安全靴、保安帽
- 4、ウエス、軍手
- 5、金属製机、椅子、書庫、ロッカー、部品棚
- 6、油及び塗料
- 7、砥石、ベルト、化学薬品類

御一報次第直ちに参上して御見積り致します何卒御利用下さい。



了
よし

蒲田三十一一四一四東京浜線踏切際
電話蒲田(731) 三四四〇
ミヨシ
(七三七四)